





令和元年第4回箕面市議会定例会議案

報告第28号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	5
第78号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立市民活動センター）	9
第79号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立市民文化ホール）	11
第80号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立人権文化センター）	13
第81号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立生涯学習センター）	15
第82号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立障害者福祉センター）	17
第83号議案	箕面市報酬及び費用弁償条例改正の件	19
第84号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件	21
第85号議案	箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を改正する条例等改正の件	45
第86号議案	箕面市土砂等による盛土等の規制に関する条例改正の件	49
第87号議案	特定事業契約締結の件（箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設（第2期）整備運営事業特定事業契約）	51
第88号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立駐車場）	53
第89号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立船場広場）	55



報告第 28 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の 3 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 29 日提出

箕面市長 倉田 哲郎

1 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和元年 10 月 8 日専決）

- (1) 事故発生日時 令和元年 8 月 4 日 正午頃
- (2) 事故発生場所 箕面市半町二丁目 330 番地先 市道半町線路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方の自動車が左折しようとして交差点内の横断側溝に設置されたグレーチングの上を通行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、同車両の車体下に当たってガソリタンクを破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、103,734 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和元年 10 月 8 日

2 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和元年11月5日専決）

- (1) 事故発生日時 令和元年8月20日 正午頃
- (2) 事故発生場所 箕面市桜ヶ丘二丁目138番1地先 市道中央線歩道上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が市道中央線を西から東へ向かって自転車で走行していたところ、街路樹の枝が突然歩道上に落下して相手方に当たったため、左前腕部を打撲するとともに、帽子及び靴を破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、46,440円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和元年11月5日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和元年11月7日専決）

- (1) 事故発生日時 平成31年2月13日 午後4時13分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市箕面五丁目1113番13地先路上
- (3) 相手方 兵庫県伊丹市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の消防自動車（箕面消防署警防第二室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、交差点を右折しようとしたところ、当該車両の左後部が停車していた相手方の車両に接触し、その右フロントバンパー等を損傷させたも

のである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、64,411円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 令和元年11月7日





第 7 8 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立市民活動センターの指定管理者を指定する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立みのお市民活動センター   |
| 2 | 指定管理者   | 箕面市坊島四丁目 5 番 2 0 号 みのお市民活動センター内<br>特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお<br>理事長 須 貝 昭 子 |
| 3 | 指定の期間   | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで                                      |

(提案理由)

箕面市立みのお市民活動センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。



第 7 9 号 議 案

指 定 管 理 者 の 指 定 の 件

次 の と お り 箕 面 市 立 市 民 文 化 ホ ー ル の 指 定 管 理 者 を 指 定 す る 。

令 和 元 年 1 1 月 2 9 日 提 出

箕 面 市 長 倉 田 哲 郎

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 公 の 施 設 の 名 称 | 箕 面 市 立 市 民 会 館 及 び 箕 面 市 立 メ イ プ ル ホ ー ル   |
| 2 | 指 定 管 理 者     | 箕 面 市 箕 面 五 丁 目 1 1 番 2 3 号<br>公 益 財 団 法 人 箕 面 市 メ イ プ ル 文 化 財 団<br>理 事 長 小 枝 正 幸 |
| 3 | 指 定 の 期 間     | 令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 令 和 7 年 3 月 3 1 日 ま で   |

( 提 案 理 由 )

箕 面 市 立 市 民 会 館 及 び 箕 面 市 立 メ イ プ ル ホ ー ル の 指 定 管 理 者 を 指 定 す る た め 、 地 方 自 治 法 ( 昭 和 2 年 法 律 第 6 7 号 ) 第 2 4 4 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に よ り 提 案 す る も の で あ る 。



第 8 0 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立人権文化センターの指定管理者を指定する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立桜ヶ丘人権文化センター                                 |
| 2 | 指定管理者   | 箕面市桜ヶ丘四丁目 1 6 番 2 1 号<br>リリーフ・みのお<br>代表 工 藤 一 郎 |
| 3 | 指定の期間   | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで              |

(提案理由)

箕面市立桜ヶ丘人権文化センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。



## 第 8 1 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立生涯学習センターの指定管理者を指定する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 箕面市立中央生涯学習センター、箕面市立東生涯学習センター及び箕面市立西南生涯学習センター             |
| 2 指定管理者   | 箕面市箕面五丁目 1 1 番 2 3 号<br>公益財団法人箕面市メイプル文化財団<br>理事長 小 枝 正 幸 |
| 3 指定の期間   | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで                       |

(提案理由)

箕面市立中央生涯学習センター、箕面市立東生涯学習センター及び箕面市立西南生涯学習センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。





## 第 8 2 号議案

### 指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立障害者福祉センターの指定管理者を指定する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立障害者福祉センターささゆり園                                 |
| 2 | 指定管理者   | 箕面市瀬川三丁目 3 番 2 1 号<br>社会福祉法人あかつき福祉会<br>理事長 永 田 吉 治 |
| 3 | 指定の期間   | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで                 |

### (提案理由)

箕面市立障害者福祉センターささゆり園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。



第八十三号議案

箕面市報酬及び費用弁償条例改正の件

箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十五の項」を「六十一の項」に、「六十六の項」を「六十二の項」に改め、同条第四項中「六十六の項」を「六十二の項」に改める。

別表十の項を削り、同表十一の項中「期日前投票所の」を削り、同項を同表十の項とし、同表中十二の項を十一の項とし、十三の項を十二の項とし、十四の項を削り、同表十五の項中「期日前投票所の」を削り、同項を同表十三の項とし、同表中十六の項を十四の項とし、十七の項から二十の項までを二項ずつ繰り上げ、二十一の項を削り、二十二の項を十九の項とし、二十三の項から五十一の項までを三項ずつ繰り上げ、五十二の項を削り、五十三の項を四十九の項とし、五十四の項から六十六の項までを四項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の改正により投票所の投票管理者の交替が可能になったことに伴い、投票所の投票管理者等の報酬の額を改定するため、本条例を改正するものである。

第八十四号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項の表中「三七四、〇〇〇円」を「三七五、〇〇〇円」に改める。

第二十条第四項中「百分の二百二十」を「百分の二百二十五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の九十二・五」を「六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表 旧豊能町消防吏員給料表

給 号	職務の 等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	499,600	557,200	328,900	324,200	303,700	303,700	193,000	155,500	
2		358,700	330,400	325,700	305,200	305,200	194,500	157,000	
3		360,200	331,900	327,200	306,700	306,700	196,000	158,500	
4		361,700	333,400	328,700	308,200	308,200	197,500	160,000	
5		363,200	334,900	330,200	309,700	309,700	199,000	161,500	
6		364,700	336,400	331,700	311,200	311,200	200,500	163,000	
7		366,200	337,900	333,200	312,700	312,700	202,000	164,500	
8		367,700	339,400	334,700	314,200	314,200	203,500	166,000	
9		369,200	340,900	336,200	315,700	315,700	205,000	167,500	
10		370,700	342,400	337,700	317,200	317,200	206,500	169,000	
11		372,200	343,900	339,200	318,700	318,700	208,000	170,500	
12		373,700	345,400	340,700	320,200	320,200	209,500	172,000	
13		375,200	346,900	342,200	321,700	321,700	211,000	173,500	
14		376,700	348,400	343,700	323,200	323,200	212,500	175,000	
15		378,200	349,900	345,200	324,700	324,700	214,000	176,500	
16		379,700	351,400	346,700	326,200	326,200	215,500	178,000	
17		381,200	352,900	348,200	327,700	327,700	217,000	179,500	
18		382,700	354,400	349,700	329,200	329,200	218,500	181,000	
19		384,200	355,900	351,200	330,700	330,700	220,000	182,500	
20		385,700	357,400	352,700	332,200	332,200	221,500	184,000	
21		387,200	358,900	354,200	333,700	333,700	223,000	185,500	
22		388,700	360,400	355,700	335,200	335,200	224,500	187,000	
23		390,200	361,900	357,200	336,700	336,700	226,000	188,500	
24		391,700	363,400	358,700	338,200	338,200	227,500	190,000	
25		393,200	364,900	360,200	339,700	339,700	229,000	191,500	
26		394,700	366,400	361,700	341,200	341,200	230,500	193,000	
27		396,200	367,900	363,200	342,700	342,700	232,000	194,500	
28		397,700	369,400	364,700	344,200	344,200	233,500	196,000	
29		399,200	370,900	366,200	345,700	345,700	235,000	197,500	
30		400,700	372,400	367,700	347,200	347,200	236,500	199,000	
31		402,200	373,900	369,200	348,700	348,700	238,000	200,500	
32		403,700	375,400	370,700	350,200	350,200	239,500	202,000	
33		405,200	376,900	372,200	351,700	351,700	241,000	203,500	
34		406,700	378,400	373,700	353,200	353,200	242,500	205,000	
35		408,200	379,900	375,200	354,700	354,700	244,000	206,500	
36		409,700	381,400	376,700	356,200	356,200	245,500	208,000	
37		411,200	382,900	378,200	357,700	357,700	247,000	209,500	
38		412,700	384,400	379,700	358,200	358,200	248,500	211,000	
39		414,200	385,900	381,200	359,700	359,700	250,000	212,500	
40		415,700	387,400	382,700	359,200	359,200	251,500	214,000	
41		417,200	388,900	384,200	359,700	359,700	253,000	215,500	
42		418,700	390,400	385,700	360,200	360,200	254,500	217,000	
43		420,200	391,900	387,200	360,700	360,700	256,000	218,500	
44		421,700	393,400	388,700	361,200	361,200	257,500	220,000	
45		423,200	394,900	390,200	361,700	361,700	259,000	221,500	
46		424,700	396,400	391,700	362,200	362,200	260,500	223,000	
47		426,200	397,900	392,700	362,700	362,700	262,000	224,500	
48		427,700	399,400		363,200	363,200	263,500	226,000	
49		429,200	400,900		363,700	363,700	265,000	227,500	

50		430,700	402,400		364,200	266,500	229,000
51		432,200	403,900		364,700	268,000	229,500
52		433,700	405,400		365,200	269,500	230,000
53		435,200	406,900		365,700	271,000	230,500
54		436,700	408,400		366,200	272,500	231,000
55		438,200	409,900		366,700	274,000	231,500
56		439,700			367,200	275,500	232,000
57		441,200			367,700	277,000	232,500
58		442,700			368,200	278,500	233,000
59		444,200			368,700	280,000	233,500
60		444,600			369,200	281,500	234,000
61					369,700	283,000	234,500
62					370,200	284,500	235,000
63					370,700	286,000	235,500
64					371,200	287,500	236,000
65					371,700	289,000	236,500
66					372,200	290,500	237,000
67					372,700	292,000	237,500
68					373,200	293,500	238,000
69					373,700	295,000	238,500
70					374,200	296,500	239,000
71					374,700	298,000	239,500
72					375,200	299,500	240,000
73					375,700	301,000	240,500
74					376,200	302,500	241,000
75					376,700	304,000	241,500
76					377,200	305,500	242,000
77					377,700	307,000	242,500
78					378,200	308,500	243,000
79					378,700	310,000	243,500
80					379,200	311,500	244,000
81					379,700	313,000	244,500
82					380,200	314,500	245,000
83					380,700	316,000	245,500
84					381,200	317,500	246,000
85						319,000	246,500
86						320,500	247,000
87						322,000	247,500
88						323,500	248,000
89						325,000	248,500
90						326,500	249,000
91						328,000	
92						328,500	
93						329,000	
94						329,500	
95						330,000	
96						330,500	
97						331,000	
98						331,500	
99						332,000	
100						332,500	
101						333,000	
102						333,500	
103						334,000	
104						334,500	





別表第二から別表第六までを次のように改める。

別表第2 行政職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の 等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	500,600	446,800	406,300	377,500	337,000	318,700	198,700	150,600
	2		448,300	407,800	379,000	338,500	320,200	200,200	151,700
	3		449,800	409,300	380,500	340,000	321,700	201,700	152,800
	4		451,300	410,800	382,000	341,500	323,200	203,200	153,900
	5		452,800	412,300	383,500	343,000	324,700	204,700	154,900
	6		454,300	413,800	385,000	344,500	326,200	206,200	156,300
	7		455,800	415,300	386,500	346,000	327,700	207,700	157,600
	8		457,300	416,800	388,000	347,500	329,200	209,200	158,900
	9		458,800	418,300	389,500	349,000	330,700	210,700	160,100
	10		460,300	419,800	391,000	350,500	332,200	212,200	161,600
	11		461,800	421,300	392,500	352,000	333,700	213,700	163,100
	12		463,300	422,800	394,000	353,500	335,200	215,200	164,700
	13		464,800	424,300	395,500	355,000	336,700	216,700	165,900
	14		466,300	425,800	397,000	356,500	338,200	218,200	167,400
	15		467,800	427,300	398,500	358,000	338,700	219,700	168,900
	16		469,300	428,800	400,000	359,500	339,200	221,200	170,400
	17		470,800	430,300	401,500	361,000	339,700	222,700	171,700
	18		472,300	431,800	403,000	362,500	340,200	224,200	174,400
	19		473,800	433,300	404,500	364,000	340,700	225,700	177,000
	20		475,300	434,800	406,000	365,500	341,200	227,200	179,600
	21		476,800	436,300	406,500	367,000	341,700	228,700	182,200
	22		478,300	437,800	407,000	368,500	342,200	230,200	183,900
	23		479,800	439,300	407,500	370,000	342,700	231,700	185,500
24		481,300	440,800	408,000	371,500	343,200	233,200	187,200	

25		482,800	442,300	408,500	373,000	343,700	234,700	188,700
26		484,300	443,800	409,000	374,500	344,200	236,200	190,400
27		485,800	445,300	409,500	376,000	344,700	237,700	192,200
28		487,300	446,800	410,000	377,500	345,200	239,200	193,900
29				410,500		345,700	240,700	195,500
30				411,000		346,200	242,200	197,000
31				411,500		346,700	243,700	198,500
32				412,000		347,200	245,200	200,000
33				412,500		347,700	246,700	200,500
34				413,000		348,200	248,200	201,000
35				413,500		348,700	249,700	201,500
36				414,000		349,200	251,200	202,000
37				414,500		349,700	252,700	202,500
38				415,000		350,200	254,200	203,000
39				415,500		350,700	255,700	203,500
40				416,000		351,200	257,200	204,000
41				416,500		351,700	258,700	204,500
42				417,000		352,200	260,200	205,000
43				417,500		352,700	261,700	205,500
44				418,000		353,200	263,200	206,000
45				418,500		353,700	264,700	206,500
46				419,000		354,200	266,200	207,000
47				419,500		354,700	267,700	207,500
48				420,000		355,200	269,200	208,000
49				420,500		355,700	270,700	208,500
50				421,000		356,200	272,200	209,000
51				421,500		356,700	273,700	209,500
52				422,000		357,200	275,200	210,000
53				422,500		357,700	276,700	210,500

54				423,000		358,200	278,200	211,000
55				423,500		358,700	279,700	211,500
56				424,000			281,200	212,000
57				424,500			282,700	212,500
58				425,000			284,200	213,000
59				425,500			285,700	213,500
60				426,000			287,200	214,000
61				426,500			288,700	214,500
62							290,200	215,000
63							291,700	215,500
64							293,200	216,000
65							294,700	216,500
66							296,200	217,000
67							297,700	217,500
68							299,200	218,000
69							300,700	218,500
70							302,200	219,000
71							303,700	219,500
72							305,200	220,000
73							306,700	220,500
74							308,200	221,000
75							309,700	221,500
76							311,200	222,000
77							312,700	222,500
78							314,200	223,000
79							315,700	223,500
80							317,200	224,000
81							318,700	224,500
82								225,000

83								225,500	
84								226,000	
85								226,500	
86								227,000	
87								227,500	
88								228,000	
89								228,500	
90								229,000	
91								229,500	
92								230,000	
93								230,500	
94								231,000	
95								231,500	
96								232,000	
97								232,500	
98								233,000	
99								233,500	
再任用職員		356,800	314,600	289,400	276,800	274,600	255,200	242,400	215,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3 技能職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の 等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	318,700	218,500	179,200	150,600
	2	320,200	220,000	180,700	152,100
	3	321,700	221,500	182,200	153,600
	4	323,200	223,000	183,700	155,100
	5	324,700	224,500	185,200	156,600
	6	326,200	226,000	186,700	158,100
	7	327,700	227,500	188,200	159,600
	8	329,200	229,000	189,700	161,100
	9	330,700	230,500	191,200	162,600
	10	332,200	232,000	192,700	164,100
	11	333,700	233,500	194,200	165,600
	12	335,200	235,000	195,700	167,100
	13	336,700	236,500	197,200	168,600
	14	338,200	238,000	198,700	170,100
	15	339,700	239,500	200,200	171,600
	16	341,200	241,000	201,700	173,100
	17	342,700	242,500	203,200	174,600
	18	344,200	244,000	204,700	176,100
	19	345,700	245,500	206,200	177,600
	20	347,200	247,000	207,700	179,100
	21	348,700	248,500	209,200	180,100
	22	350,200	250,000	210,700	180,600
	23	351,700	251,500	212,200	181,100
24	353,200	253,000	213,700	181,600	

25	354,700	254,500	215,200	182,100
26	356,200	256,000	216,700	182,600
27	357,700	257,500	218,200	183,100
28	358,700	259,000	218,700	183,600
29		260,500	219,200	184,100
30		262,000	219,700	184,600
31		263,500	220,200	185,100
32		265,000	220,700	185,600
33		266,500	221,200	186,100
34		268,000	221,700	186,600
35		269,500	222,200	187,100
36		271,000	222,700	187,600
37		272,500	223,200	188,100
38		274,000	223,700	188,600
39		275,500	224,200	189,100
40		277,000	224,700	189,600
41		278,500	225,200	190,100
42		280,000	225,700	190,600
43		281,500	226,200	191,100
44		283,000	226,700	191,600
45		284,500	227,200	192,100
46		286,000	227,700	192,600
47		287,500	228,200	193,100
48		289,000	228,700	193,600
49		290,500	229,200	194,100
50		292,000	229,700	194,600
51		293,500	230,200	195,100
52		295,000	230,700	195,600
53		296,500	231,200	196,100

54		298,000	231,700	196,600
55		299,500	232,200	197,100
56		301,000	232,700	197,600
57		302,500	233,200	198,100
58		304,000	233,700	198,600
59		305,500	234,200	199,100
60		307,000	234,700	199,600
61		308,500	235,200	200,100
62		310,000	235,700	200,600
63		311,500	236,200	201,100
64		313,000	236,700	201,600
65		314,500	237,200	202,100
66		316,000	237,700	202,600
67		317,500	238,200	203,100
68		318,700	238,700	203,600
69			239,200	204,100
70			239,700	204,600
71			240,200	205,100
72			240,700	205,600
73			241,200	206,100
74			241,700	206,600
75			242,200	207,100
76			242,700	207,600
77			243,200	208,100
78			243,700	208,600
79			244,200	209,100
80			244,700	209,600
81			245,200	210,100
82			245,700	210,600



	83			246,200	211,100
	84			246,700	211,600
	85			247,200	212,100
	86			247,700	212,600
	87			248,200	213,100
	88			248,700	213,600
再任用職員		255,200	242,400	215,200	187,700

備考 この表は、技能職員で規則で定める者に適用する。

別表第4 専門職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の 等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	500,600	446,800	406,300	356,800	327,500	228,200	150,600
	2		448,300	407,800	358,300	329,000	229,700	151,700
	3		449,800	409,300	359,800	330,500	231,200	152,800
	4		451,300	410,800	361,300	332,000	232,700	153,900
	5		452,800	412,300	362,800	333,500	234,200	154,900
	6		454,300	413,800	364,300	335,000	235,700	156,300
	7		455,800	415,300	365,800	336,500	237,200	157,600
	8		457,300	416,800	367,300	338,000	238,700	158,900
	9		458,800	418,300	368,800	339,500	240,200	160,100
	10		460,300	419,800	370,300	341,000	241,700	161,600
	11		461,800	421,300	371,800	342,500	243,200	163,100
	12		463,300	422,800	373,300	344,000	244,700	164,700
	13		464,800	424,300	374,800	345,500	246,200	165,900
	14		466,300	425,800	376,300	347,000	247,700	167,400
	15		467,800	427,300	377,800	348,500	249,200	168,900
	16		469,300	428,800	379,300	350,000	250,700	170,400
	17		470,800	430,300	380,800	351,500	252,200	171,700
	18		472,300	431,800	382,300	353,000	253,700	174,400
	19		473,800	433,300	383,800	354,500	255,200	177,000
	20		475,300	434,800	385,300	356,000	256,700	179,600
	21		476,800	436,300	386,800	357,500	258,200	182,200
	22		478,300	437,800	388,300	358,000	259,700	183,900
	23		479,800	439,300	389,800	358,500	261,200	185,500
	24		481,300	440,800	391,300	359,000	262,700	187,200
25		482,800	442,300	392,800	359,500	264,200	188,700	

26		484,300	443,800	394,300	360,000	265,700	190,400
27		485,800	445,300	395,800	360,500	267,200	192,200
28		487,300	446,800	397,300	361,000	268,700	193,900
29				398,800	361,500	270,200	195,500
30				400,300	362,000	271,700	197,000
31				401,800	362,500	273,200	198,500
32				403,300	363,000	274,700	200,000
33				404,800	363,500	276,200	201,500
34				405,800	364,000	277,700	203,000
35				406,300	364,500	279,200	204,500
36					365,000	280,700	206,000
37					365,500	282,200	207,500
38					366,000	283,700	209,000
39					366,500	285,200	210,500
40					367,000	286,700	212,000
41					367,500	288,200	213,500
42						289,700	215,000
43						291,200	216,500
44						292,700	218,000
45						294,200	219,500
46						295,700	221,000
47						297,200	222,500
48						298,700	224,000
49						300,200	225,500
50						301,700	227,000
51						303,200	228,500
52						304,700	230,000
53						306,200	230,500
54						307,700	231,000
55						309,200	231,500

56						310,700	232,000
57						312,200	232,500
58						313,700	233,000
59						315,200	233,500
60						316,700	234,000
61						318,200	234,500
62						319,700	235,000
63						321,200	235,500
64						322,700	236,000
65						324,200	236,500
66						325,700	237,000
67						327,200	237,500
68						327,500	238,000
69							238,500
70							239,000
71							239,500
72							240,000
73							240,500
74							241,000
75							241,500
76							242,000
77							242,500
78							243,000
79							243,500
80							244,000
81							244,500
82							245,000
83							245,500
84							246,000
85							246,500

86							247,000
87							247,500
88							248,000
89							248,500
90							249,000
91							249,500
92							250,000
93							250,500
94							251,000
95							251,500
96							252,000
97							252,500
98							253,000
99							253,500
100							254,000
101							254,500
102							255,000
103							255,500
104							256,000
105							256,500
106							257,000
107							257,500
108							258,000
109							258,500
110							259,000
111							259,500
112							260,000
113							260,500
114							261,000
115							261,500

116							262,000	
117							262,500	
118							263,000	
119							263,500	
120							264,000	
121							264,500	
122							265,000	
123							265,500	
124							266,000	
125							266,500	
126							267,000	
127							267,500	
128							268,000	
129							268,500	
130							269,000	
131							269,500	
132							270,000	
133							270,500	
134							271,000	
135							271,500	
136							272,000	
137							272,500	
138							273,000	
139							273,500	
再任用職員		356,800	314,600	289,400	274,600	256,900	243,500	215,300

備考 この表は、消防吏員、保育士、幼稚園教諭、養護教諭、薬剤師、栄養士、保健師、看護師、准看護師  
 その他医療従事職員で規則で定める者に適用する。

別表第5 一般任期付職員行政職給料表（第5条の3関係）

等級	給料月額
1等級	243,500円
2等級	237,600円
3等級	229,500円
4等級	223,200円
5等級	216,200円
6等級	209,400円
7等級	202,400円
8等級	195,500円
9等級	188,700円
10等級	182,200円
11等級	171,700円

備考 この表は、一般任期付職員のうち他の給料表の適用を受けない者に適用する。

別表第6 一般任期付職員医療職給料表（第5条の3関係）

等級	給料月額
1等級	253,200円
2等級	247,300円
3等級	241,300円
4等級	235,600円
5等級	229,800円
6等級	223,600円
7等級	216,200円
8等級	207,300円
9等級	200,900円

備考 この表は、一般任期付職員のうち薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他規則で定める者に適用する。

第二条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項第四号中「一万二千元」を「一万六千元」に改め、同条第二項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第一号中「借り受けている職員」の下に「で勤続期間が十一年未満のもの」を加え、「掲げる額」を「定める額」に改め、同号イ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万二千元」を「一万六千元」に改め、同号ロ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万六千元」を「一万七千元」に改め、同項第五号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号イ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万二千元」を「一万六千元」に改め、同号ロ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万六千元」を「一万七千元」に改め、同条第三項第六号を削る。

第二十条第四項中「百分の二百二十五」を「百分の二百二十二・五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改める。

(箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 箕面市特別職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の二百二十」を「六月に支給する場合には百分の二百二十、十二月に支給する場合には百分の二百二十五」に改める。

第四条 箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「六月に支給する場合には百分の二百二十、十二月に



支給する場合には百分の二百二十五」を「百分の二百二十二・五」に改める。

（箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第五条 箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百二十」を「六月に支給する場合には百分の二百二十、十二月に支給する場合には百分の二百二十五」に改める。

第六条 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「六月に支給する場合には百分の二百二十、十二月に支給する場合には百分の二百二十五」を「百分の二百二十二・五」に改める。

## 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第四項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の箕面市一般職の職員の給与に関する条例（以下「一般職給与条例」という。）（次項において「改正後の一般職給与条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の箕面市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の箕面市報酬及び費用弁償条例（以下「改正後の報酬等条例」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与等の内払）

3 第一条の規定による改正前の一般職給与条例、第三条の規定による改正前の箕面市特別職の職員の給与に関する条例又は第五条の規定による

改正前の箕面市報酬及び費用弁償条例の規定に基づいて、平成三十一年四月一日以後の分として支払われた給与又は報酬は、それぞれ改正後の一般職給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の報酬等条例の規定による給与又は報酬の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第二条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の一般職給与条例第十一条の三の規定による住居手当を支給されていた職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、一部施行日において第二条の規定による改正前の一般職給与条例第十一条の三の規定により算出される住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。以下「旧手当額」という。)から第二条の規定による改正後の一般職給与条例第十一条の三の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなるものに対しては、一部施行日から令和二年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の一般職給与条例第十一条の三の規定にかかわらず、旧手当額から二千円を控除した額の住居手当を支給する。
- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率並びに住居手当の額、特別職の職員の期末手当の支給率並びに市議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を改定するため、本条例を改正するものである。



第八十五号議案

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の  
一部を改正する条例等改正の件

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を改正  
する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の  
一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を改  
正する条例の一部改正)

第一条 箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部  
を改正する条例(平成二十九年箕面市条例第二十八号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第一条の表箕面市立箕面駅前第二駐車場の項の次に次のように加える  
改正規定中

(仮称) 箕面市立船場駐車場	箕面市船場東三丁目
----------------	-----------

箕面市立箕面船場駐車場	箕面市船場東三丁目一〇番一号
-------------	----------------

を  
に改める。

第四条の改正規定中「(仮称) 箕面市立船場駐車場」を「箕面市立箕面  
船場駐車場」に改める。

附則第一項第二号中「(仮称)箕面市立船場駐車場」を「箕面市立箕面船場駐車場」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

(箕面市立駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 箕面市立駐車場条例の一部を改正する条例(平成二十九年箕面市条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

第三条 箕面市立駐車場条例の一部を改正する条例(平成三十年箕面市条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える改正規定中

(仮称)箕面市立船場第一駐輪場	箕面市船場東三丁目
(仮称)箕面市立船場第二駐輪場	箕面市船場東三丁目

を

箕面市立箕面船場第一駐輪場	箕面市船場東三丁目七番一号
箕面市立箕面船場第二駐輪場	箕面市船場東三丁目七番

に改める。

第四条の表に次のように加える改正規定中「(仮称)箕面市立船場第一駐輪場」を「箕面市立箕面船場第一駐輪場」に、「(仮称)箕面市立船場第二駐輪場」を「箕面市立箕面船場第二駐輪場」に改める。

附則第一項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同項ただし書中「次項の」を「次の各号に掲げる」に、「公布の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の二号を加える。

一 次項の規定 公布の日

二 第一条の表に次のように加える改正規定（同表箕面市立箕面船場第二駐輪場の項に係る部分に限る。）及び第四条の表に次のように加える改正規定（同表箕面市立箕面船場第二駐輪場の項に係る部分に限る。） 令和六年三月三十一日までの間において規則で定める日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

（仮称）箕面市立船場駐車場、（仮称）箕面市立船場第一駐輪場及び（仮称）箕面市立船場第二駐輪場の正式名称及び位置を規定するため、本条例を改正するものである。





第八十六号議案

箕面市土砂等による盛土等の規制に関する条例改正の件

箕面市土砂等による盛土等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市土砂等による盛土等の規制に関する条例の一部を改正する条例

箕面市土砂等による盛土等の規制に関する条例（平成二十六年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第四条第一項第七号若しくは第五条第一項第六号」を「第四条第一項第八号若しくは第五条第一項第七号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第 8 7 号議案

特定事業契約締結の件

次のとおり特定事業契約を締結する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- 1 契約の目的 箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設（第 2 期）整備運営事業特定事業契約
- 2 事業の場所 箕面市船場東三丁目地内
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 契約の金額 1, 6 4 8, 9 0 0, 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 箕面市船場東二丁目 5 番 5 9 号  
P F I 箕面船場駅前施設サービス株式会社  
代表取締役 森 田 兼 光
- 6 契約の期間 令和元年 1 2 月 1 9 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設（第２期）整備運営事業の特定事業契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第１２条の規定により提案するものである。

第 8 8 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立駐車場の指定管理者を指定する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
箕面市立箕面船場第一駐輪場	箕面市船場東二丁目 5 番 5 9 号 P F I 箕面船場駅前施設サービス株式会社 代表取締役 森 田 兼 光	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで
箕面市立箕面船場第二駐輪場		供用開始の日から 令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

箕面市立箕面船場第一駐輪場及び箕面市立箕面船場第二駐輪場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。



第 8 9 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立船場広場の指定管理者を指定する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立船場広場   |
| 2 | 指定管理者   | 箕面市船場東二丁目 5 番 5 9 号<br>P F I 箕面船場駅前施設サービス株式会社<br>代表取締役 森 田 兼 光 |
| 3 | 指定の期間   | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで                           |

(提案理由)

箕面市立船場広場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

